

紙との二重提出禁止徹底

打ち合わせ簿
施工計画書 PDFファイルも可能に

電子納品に関する手引き(案)

05年11月版	
必須書類	
1	発注図面
2	特記仕様書
3	工事数量総括表
4	施工計画書
5	工事打ち合わせ簿(指示)
6	工事打ち合わせ簿(協議)
7	工事打ち合わせ簿(承諾)
8	工事打ち合わせ簿(提出)
9	工事打ち合わせ簿(報告)
10	工事打ち合わせ簿(通知)
11	工事打ち合わせ簿(提示)
12	段階確認書
13	工事履行報告書
14	関係官庁協議資料
15	近隣協議資料
16	測定結果総括表
17	測定結果一覧表
18	出来形管理図表
19	出来形管理図
20	度数表
21	工事写真書類
22	完成検査写真
23	参考図
24	完成図面

08年3月版		
必須書類	電子か、紙かを協議する書類	必要性を含め協議する書類(削減も可)
1	発注図面	
2	特記仕様書	
3	工事数量総括表	
4	施工計画書	
5		工事打ち合わせ簿(指示)
6	工事打ち合わせ簿(協議)	
7	工事打ち合わせ簿(承諾)	
8	工事打ち合わせ簿(提出)	
9	工事打ち合わせ簿(報告)	
10	工事打ち合わせ簿(通知)	
11	工事打ち合わせ簿(提示)	
12	段階確認書	
13	工事履行報告書	
14	関係官庁協議資料	
15	近隣協議資料	
16	測定結果総括表	
17	測定結果一覧表	
18	出来形管理図表	
19		出来形管理図
20		度数表
21	工事写真書類	
22		
23	参考図	
24	完成図面	
25	道路施設基本データ	

必須書類は4種類 今月契約分から適用

提出書類における電子と紙の「二重納品」解消という建設業界の指摘にこたえようと、関東地方整備局は「電子納品に関する手引き案」を改訂した。改訂では二重納品の禁止を徹底したほか、24種類から4種類への電子納品「必須」書類の見直し、PDFファイルによる打ち合わせ簿・施工計画書の提出を可能とした電子納品ファイル形式の緩和などを行ったのが特色だ。新し引きはホームページ上で周知し、今月以降契約締結する工事・業務に適用する。

手引きは工事編と業務編で構成されている詳細なマニュアル書。受発注者が現場レベルで電子納品に対する共通認識を持つことを狙いに、関東整備局が04年3月に策定。途中3回の見直しを経て、長年にわたる課題の解決に向けた改訂を今回行った。

新し引きによると、受発注者間における工事着手前の十分な協議や、同じ書類でありながら電子と紙による「二重納品」の禁止(製本した工事完成図を除く)を徹底している。

電子納品必須書類は、24種類から▽工事写真書類▽参考図▽完成図面▽道路施設基本データ(道路関係に限る)の4種類に改めた。発注図面や出来形管理図表など17種類は受発注者間の協議によって電子納品か、紙納品かを決定する。構造物工事では将来的に維持管理に活用できる品質管理関係書類は電子納品を前提に受発注者間で協議する。工事打ち合わせ簿(指示)、出来形管理図、度数表の3種類は、必要性を含め協議する書類とする。別表参照。

電子納品のファイル形式も緩和した。提出書類のうち、打ち合わせ簿・施工計画書は従来オリジナルファイルに限られ、パソコンによつては書類を開けなかったことから、オリジナルファイルから変換した「PDFファイル」の格納も可能(スキャニングしたファイルは不可)にしている。

現在、電子による成果品は関東技術事務所データベース化を進めている。管理ファイルの中には記入ミスが見受けられ、工事番号、発注者コード、住所コード、工期開始日・終了時のデータ入力について留意事項を補足し、電子成果品の精度向上を徹底した。